

GYODA 11

Nov.2017

No.857

市報ぎょうだ CITY PUBLIC RELATIONS



特集

近くておいしい行田産
新鮮・安心・安全「地産地消」

P.2

農産物直売所紹介



JAほくさい行田農産物直売所

所在地:富士見町1-8-1 ☎556-2203
営業時間:午前9時30分~午後5時
休業日:水曜日



さいさい 彩菜ファーム

所在地:谷郷2072 ☎555-3252
営業時間:午前9時~午後8時
休業日:なし



古代蓮の里売店

所在地:小針2375-1 ☎559-1178
営業時間:午前9時~午後4時
休業日:月曜日(祝日の場合は営業)、祝日の翌日(土・日曜日の場合は営業)※蓮の開花期(6月下旬~8月上旬)は無休



行田産農産物は、市内3カ所の農産物直売所で購入することができます。また、毎月第3日曜日の午前8時から10時まで(12月~2月は午前9時から11時まで)軽トラ朝市を開催。生産者が軽トラの荷台で新鮮な農産物を販売しており、旬の野菜や果物、花、加工品などが会場に所狭しと並びます。生産者との会話も魅力で、農産物のおいしい時期や食べ方を直接聞くことができます。卵のつかみ取りなどのイベントも不定期で行われる他、お得なポイントカードもあり、にぎわいをみせています。

**直売所・軽トラ朝市で
行田産農産物を**



にぎわいをみせる行田軽トラ朝市

毎月第3日曜日以外にも、市内各地でイベントなどの際に臨時出店することもあります。

地産地消を推進し、もっと多くの方に気軽に行田産の農産物を食べてもらうために「地産地消応援団」を募集しています。これは、市産農産物を使用したメニューを提供したり、市産農産物の商品開発や販売促進をしたりする市内の飲食店や農産物加工業者、小売店、施設などを地産地消応援団として登録してもらうものです。登録した事業者にはオリジナルステッカーを交付し、店舗などに掲示していただいています。登録を希望する方は、農政課で配布する登録申請書(市ホームページからダウンロード可)に記載

地産地消を応援



地産地消の良いところは、生産者と消費者の距離が近いので新鮮で安心・安全、おいしいということ。また、輸送にかかるエネルギー(二酸化炭素など)を削減できることです。地場農産物への愛着心・安心感が深まることにより消費が拡大すれば、地元の生産者を応援することになります。

市では、学校給食で平成10年から地場産物の使用を始めており、特に米は行田産彩のかがやきを年間利用し、米飯として週に3~4回子供たちに提供しています。また、最近注目されている豆特有の香りが高く濃厚な味わいが人気の行田在来青大豆は、枝豆以外にも地元和・洋菓子店や豆腐店などにより豆腐、まんじゅう、せんべい、アイス、クッキーなどさまざまな形に加工され、販売されています。

広がる地産地消の取り組み

● 地元で作られた農産物を地元で消費する取り組み「地産地消」。
● 今月は、おいしい行田産の農産物を地元の方々に食べていただくための取り組みについて紹介します。

地産地消を進めようために

これからも行田産農産物の地元での消費を進めていくために、これまで紹介した事業の他にも、学校給食を児童、生徒の保護者と生産者に食べていただく学校給食交流会や行田在来青大豆の商品開発などに取り組んでいきます。ぜひ、行田産のおいしい農産物を味わってみませんか。

▼問い合わせ 農政課農政担当(内線3087)

11月は「埼玉県地産地消月間」

県では、新米をはじめとする多くの農産物が出そろった11月を「埼玉県地産地消月間」と定め、「近いがうまい埼玉産」をキャッチフレーズに、地産地消の取り組みを進めています。県ではこの期間に合わせて、量販店などにおける埼玉県フェアの開催や飲食店での期間限定メニューの販売など県内各地で埼玉の農産物を味わうことのできる取り組みを行います。

また、市では11月23日にぎょうだ「夢」まつりの中の農業祭ブースで農産物や加工品の販売を行います。地産地消を考えるきっかけとして出掛けてみてはいかがでしょうか。

安くて おいしい行田産

新鮮 安心 安全

地産地消



太田 勇さん
(行田市花卉園芸組合長)

「地産地消はお米や野菜など食べ物のイメージが強いですが、地元で栽培された「花」を地元で飾ることも「地産地消」の取り組みです。ぜひ、地元の「花」を身近に楽しんでください。



中野 勇さん
(行田市地産地消応援団)

青大豆など地元で種れたものを使った和菓子などの商品は、皆さんに喜ばれています。これからは、「地産地消」につながるおいしいものをたくさん作っていきます。ぜひ、ご賞味ください。



敬老祝賀式典を開催しました



野村 正幸さん、員子さん
(金婚夫婦代表受領)

新井 敏夫さん、雅子さん
(三夫婦世帯)

長谷川 守男さん
(敬老模範家庭)

▼問い合わせ
担当(内線225)
高齢者福祉課 高齢福祉

市内在住の高齢者の状況 (9月1日現在)

- 最高年齢…【男性】102歳
【女性】107歳
- 100歳以上…56人
(男性8人・女性48人)
- 75歳以上…10,823人
(男性4,321人・女性6,502人)
- 65歳以上…24,134人
(男性10,844人・女性13,290人)
- 高齢化率…29.33パーセント

敬老模範家庭
長谷川 守男 (太田地区)
三夫婦世帯
今泉 三郎右衛門 (荒木地区)
新井 敏夫 (太田地区)

9月2日、「みらい」文化ホールで敬老祝賀式典が行われました。敬老模範家庭2世帯、三夫婦世帯2世帯、金婚夫婦169組の方々が表彰され、工藤市長から表彰状と記念品が贈呈されました。※掲載を希望しない方を除く(敬称略)。

～行田の歴史と文化を感じるまち並みづくり～ ふるさとづくり事業をご活用ください

市では、足袋蔵などの歴史的資産を活用した景観整備を推進するとともに、地域の皆さんと一体となって街なかのにぎわい創出と地域活性化を図るため、「ふるさとづくり事業」を実施しています。歴史的建築物が集積する行田地区およびその周辺の地区で、自宅や店舗の改修などを予定されている方は、本制度の活用をご検討ください。

事業名	事業内容	対象	補助率	限度額
足袋蔵等歴史的建築物改修・活用事業	歴史的建築物を改修し、その建物を活用して10年以上にわたり公益性の高いソフト事業を実施する事業に補助します。	①NPO法人②地域活動団体③ボランティア団体④商業や農業などの関連団体 など	10分の10以内	2,000万円
行田らしいまち並みづくり事業	城下町や足袋のまちとしてにぎわった行田をイメージさせる外観に建物を改修したり、塀や看板などを設置・改修したりする事業に補助します。	建築物を所有する個人・事業者または団体	2分の1以内	50万円
おもてなし・にぎわい創出事業	観光拠点への案内標識の整備や、空き店舗を活用して休憩・授乳できる施設整備事業に補助します。	建築物を所有する個人・事業者または団体	2分の1以内	40万円
市指定文化財歴史的建築物改修事業	教育委員会が指定した歴史的建築物を改修する事業に補助します。	建築物を所有する個人・事業者または団体	2分の1以内	200万円

「行田らしいまち並みづくり事業」の対象となる事例



▶補助対象要件

- 行田地区およびその周辺の地区であること
- 市内業者の施工であること
- 市税などの滞納がないこと
- 年度内に事業の完了が見込めること
- ▶その他 審査会の審議を経るため、申請から決定までに1カ月半程度かかります。
- ▶問い合わせ 企画政策課企画政策担当(内線309)

クビアカツヤカミキリ にご注意ください

平成25年に県内で外来種の「クビアカツヤカミキリ」が確認され、今年7月には市内でも確認されました。クビアカツヤカミキリは、サクラ、ウメなどのバラ科を中心とした多種の樹木を加害し、枯死、落枝、倒木などの被害を引き起こすことで、平成27年3月に環境省および農林省が作成した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に総合対策外来種として記載されています。クビアカツヤカミキリのいる木には木屑やふんが混ざったもの(フラス)の上の方に穴が開いています。見つけた際にはフラスが発生している食入孔から薬剤(ベニカカミキリムシエアゾールやロビンフッドなど)を注入して殺虫をしてください。



▶特徴

- 体長2.5～4センチメートル
- 全体に黒く、光沢がある
- クビ(胸部)が赤い
- 幼虫は樹木内部で2、3年かけて成長
- 6～8月に成虫が出現する

▶寄生が報告されている木 サクラ、セイヨウスモモ、ウメ、モモ、カキ、オリーブ、ハコヤナギ、ザクロ、コナラ、ヤナギなど

▶浸入した木の特徴

- 樹幹に穴(直径4ミリメートル程度の食入孔や脱出口)がある。
- 穴の根元にフラスがたまる。
- 開花時期に花が少ない。
- 古木、大木によりつきやすい。

▶その他 クビアカツヤカミキリについては市や県ホームページでも紹介されています。

▶問い合わせ 環境課環境政策担当 ☎556-9530

ご参加ください「市政懇談会」

市では、市民の皆さんの「声」を市政に反映させるため、市政全般についての意見交換を行う「市政懇談会」を開催します。

次の地区を対象に懇談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

▶開催日時・場所

- 【南河原】11月24日(金)午後7時～8時30分：南河原公民館
- 【忍】12月11日(月)午後7時～8時30分：忍・行田公民館

▶対象 該当地区に住んでいる方

▶その他 申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)



中村 雄幸氏

多年にわたり監査事務に精励し、地方自治の発展に貢献された功績により、中村雄幸氏(斎条)が総務大臣から表彰されました。

中村雄幸氏が
総務大臣から表彰されました

TBSテレビ日曜劇場 「陸王」撮影快調



行田市を舞台としたTBSテレビ日曜劇場「陸王」の撮影が、市民の皆さんのご理解とご協力のもと、9月のクランクインより着々と進められています。ロケは忍城や水城公園をはじめとする市内各所で行われている他、熊谷市や鴻巣市でも行われています。

9月17日には悪天候の中、500人もの市民エキストラが集まり、撮影が行われました。エキストラとして参加した方からは、「自分の住んでいる町で撮影が行われることは、大変嬉しい」という声や「これから行田市がどう盛り上がるのか期待したい」といった声が届いています。

行田市がますます盛り上がるよう、市民の皆さんにも引き続きのご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

番組ホームページ：http://www.tbs.co.jp/rikuou_tbs/

▶問い合わせ 商工観光課観光担当(内線389)

山梨県笛吹市と「災害時における相互 応援に関する協定」を締結しました



協定を締結した工藤市長と山下政樹笛吹市長(右)

10月13日、山梨県笛吹市と「災害時における相互応援に関する協定」を締結しました。この協定は、本市または笛吹市で災害が発生した場合に、資機材・物資の提供、被災者の一時受け入れなどについて相互に応援協力することを目的としたものです。

今回の協定締結により、本市が締結した県外の市町村数は、5市町となりました。なお、県内においては全ての市町村と協定を締結しています。

▶問い合わせ 防災安全課防災担当(内線282)

石和温泉旅館協同組合と「行田市湯ったり あったか元気倍増事業の実施に関する協定」 を締結しました



協定を締結した工藤市長と河野佳一郎石和温泉旅館協同組合理事長(右)

10月13日、山梨県笛吹市にある石和温泉旅館協同組合と行田市湯ったりあったか元気倍増事業の実施に関する協定を締結しました。

この協定により、行田市民は石和温泉旅館協同組合に加盟する23施設に優待料金で宿泊できる他、施設でさまざまな特典を受けることができます。

ぜひ、この機会に「果実と温泉のまち」石和温泉で、余暇を楽しみませんか。なお、対象施設の一覧などの詳細は、市ホームページに掲載しています。

▶問い合わせ 地域づくり支援課くらし安心担当(内線252)

東小学校で足袋と足の形成に関する研究が始まりました

市では、「足袋のまち行田」活性化プロジェクトの取り組みの一つとして、中京大学スポーツ科学部の金子潤助教と連携し、足袋と足の形成に関する研究を始めました。これは、市内の小學生に足袋を履いて学校生活を送ってもらうことで、郷土愛の育成と足袋がもたらす心身の発達、健康に関する効果の検証を行うものです。

9月20日、モデル校である東小学校で足の測定などを行いました。足袋は、親指と四つ指に分かれるため、履くことで土踏まずが生成され、外反母趾などを予防する効果が期待できます。さらに今回のプロジェクトでは、足指、足裏に刺激を受けた場合の、身体機能や運動能力、認知機能への影響についても研究していきます。

また、9月28日、同校では裸足ランニング・足袋ランニングの第一人者である高岡尚司さんによる講座が開催されました。「足袋で健康に」をテーマに運動能力の向上、身体づくりを目的とした指導が行われました。

▶問い合わせ 学校教育課指導担当☎556-8316



そくしほじりよく 足趾把持力 測定風景



高岡尚司さんによる講座の様子

空き家バンクが始まります

空き家バンクは、市内の空き家等の利活用などを行うことにより、移住・定住などの促進による地域の活性化および管理不全となる空き家等の抑制に寄与することを目的として実施する制度です。空き家・空き地所有者からの物件情報を登録し、市ホームページなどを通じて、利用を希望する方に情報を提供します。

空き家等を売りたい・貸したい方(所有者)の物件情報をお寄せください。

空き家等の活用相談や契約交渉などの仲介は、市と協定を締結した「公益社団法人埼玉県宅建物取引業協会北埼玉支部」および「公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部大宮支部」のそれぞれの協会に所属する宅建物取引業者が行うので安心です。



空き家等所有者

▶対象

活用相談・登録申請ができる方は、空き家等に係る所有権その他の権利により空き家等の売却、賃貸などを行うことができます。ただし、宅建物取引業者を除きます。

▶申請方法

事前に活用相談を受ける必要がありますので、活用相談申請書および活用相談カードに必要事項を記入し、直接または郵送により建築開発課に提出してください。※活用相談申請書・活用相談カードは同課で配布の他、市ホームページからダウンロードできます。

▶活用相談・登録ができる空き家等

空き家…市内に所在する建築物その他の工作物およびその敷地であって、現に使用されていないもの、または近く使用されなくなる予定があるものです。

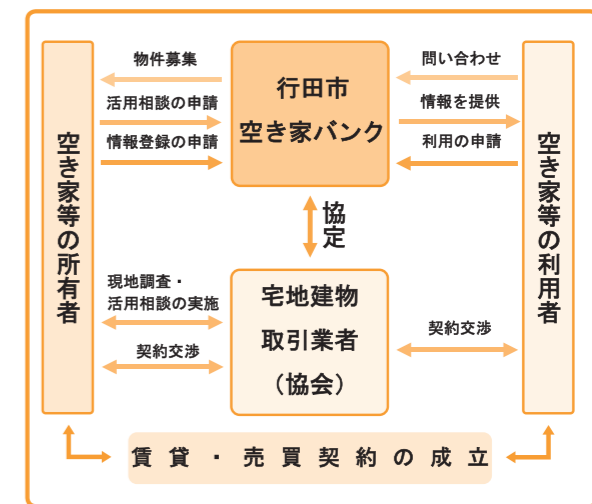
空き地…市内に所在する土地であって、現に使用されていないもの、または近く使用されなくなる予定があるものです。ただし、市街化調整区域内の農地を除きます。

利用希望者

▶申請方法

利用申請書に必要事項を記入し、利用を希望する方の身分を証明するものの写し(運転免許証など)を添付して、直接または郵送により同課に提出してください。※利用申請書は同課で配布の他、市ホームページからダウンロードできます。

空き家バンクの概要



ご注意ください

- 空き家等に関する交渉および売買、貸借などに係る契約については、同協会に所属する宅建物取引業者が行うものとし、市は直接関与しません。
- 空き家等に関する交渉および売買、貸借などに係る契約(契約成立後を含む)に関する一切の疑義、紛争などについては、当事者間で解決していただきます。
- 契約成立時に仲介手数料が発生します。

▶問い合わせ 同課建築指導担当☎550-1551

行田市人権施策推進審議会の 委員を募集します

人権啓発および人権教育に関する施策の推進について、幅広いご意見を反映するため、委員を募集します。

▶**応募資格** 満20歳以上の市内在住・在勤・在学の方で、平日昼間に行う審議会(年2回程度)に出席できる方。ただし、次に掲げる方を除きます。

①応募日現在、すでに本市の審議会などの委員の職にある方

②市職員および市議会議員

▶**募集人数** 2人

▶**任期** 2年間

▶**応募方法** 12月4日(月)(必着)までに「人権についての私の考え」をテーマにしたレポート(800字程度)と、住所、氏名、連絡先を記入した書類(様式自由)を直接または郵送で人権推進課人権同和対策担当【郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市人権推進課

▶**選考方法** 書類選考の上決定し、応募者全員に結果をお知らせします。

▶**問い合わせ** 同課人権同和対策担当(内線221)

12月4日～10日は 「人権尊重社会をめざす 県民運動強調週間」です

「人権尊重社会をめざす県民運動」は、全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現するため、県・市町村はもちろん県民総ぐるみで取り組む運動です。

人権啓発イベント
「ヒューマン スクウェア」を開催します

▶**日時** 12月2日(土)午前10時～午後9時30分

▶**場所** イオンモール羽生西コート(羽生市川崎2-281-3)

▶**内容** ①アンニョン・クレヨンさんによる人権トーク&コンサート ②人権啓発ポスターの展示 ③子ども向け工作コーナー ④人権啓発DVDの上映 ⑤コバトン、ムジナもんとのふれあい

▶**入場料** 無料

▶**問い合わせ** 県人権推進課 ☎048-830-2258

防災行政無線の 情報伝達試験を実施します

自然災害や武力攻撃などの発生時に備えて、防災行政無線を利用した全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験を次のとおり実施しますのでご注意ください。

▶**日時** 11月14日(火)午前11時ごろ

▶**放送内容** 上りチャイム音→「これはJアラートのテストです(3回繰り返し)。こちらは防災行田です」→下りチャイム音

Jアラートとは

国が把握した時間的に余裕がない緊急情報を市町村の防災行政無線などを利用して瞬時に伝達するシステムです。

▶**問い合わせ** 防災安全課防災担当(内線282)

防災行政無線の放送内容が 電話で確認できます

市では防災行政無線の放送内容が電話で確認できる「音声確認サービス」を行っています。聞き取れなかった場合は、こちらをご利用ください。

▶**電話番号** ☎0120-360-100(フリーダイヤル)

▶**注意** 毎日行っている定時放送については確認できません。電話が混み合っている場合は、かかりにくいことがありますのでしばらくしてからおかけ直してください。

▶**問い合わせ** 防災安全課防災担当(内線282)

女性に対する暴力をなくす運動 忍城のパープルライトアップを行います

11月12日～25日は、「女性に対する暴力をなくす運動期間」です。期間中、女性に対する暴力根絶運動のシンボルであるパープルリボンにちなみ、午後5時から10時(予定)まで忍城を紫色にライトアップします。

また、本庁舎東側では同運動の懸垂幕を掲示し、VIVAぎょうだ内ではDV関連について説明したパネル展示を実施します。同運動の詳細は、内閣府男女共同参画局ホームページをご覧ください。

▶**問い合わせ** VIVAぎょうだ ☎556-9301

秋の火災予防運動

11月9日(木)から15日(水)まで、秋の火災予防運動期間です。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐ事を目的に実施します。

防火標語(平成29年度全国統一防火標語)
火の用心 ことばを形に 習慣に

住宅防火いのちを守る7つのポイント
3つの習慣・4つの対策

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

▶**問い合わせ** 消防本部 予防課 予防担当 ☎550-2121

住宅用火災警報器設置に関する アンケートにご協力を

消防本部では、住宅用火災警報器の設置率向上を図るために、アンケート調査を実施します。消防職員が、任意抽出した世帯を訪問する場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、訪問時には必ず身分証明書を提示しますので、ご確認ください。

なお、消防署が特定の業者に依頼して住宅用火災警報器を直接販売することや、部屋に入ってから確認や点検を行うことは一切ありません。悪質な訪問販売なども報告されていますので、ご注意ください。

▶**調査期間** 11月1日(木)～平成30年3月30日(金)

▶**問い合わせ** 消防本部 予防課 予防担当 ☎550-2121

11月は いじめ撲滅強調月間 です



県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」に定め、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめに遭ったり、気が付いたりしたら、一人で悩まずご相談ください。

よい子の電話教育相談

▶**相談日時** 24時間365日対応

▶**連絡先**

【子ども専用(18歳以下)】

#7300または☎0120-86-3192

【保護者専用】

☎048-556-0874

【Eメール相談】

soudan@spec.ed.jp



※いじめメール相談フォームは、右の二次元バーコードを携帯電話で読み込んでご利用ください。

ヤングテレホンコーナー(埼玉県警察少年サポートセンター)

▶**相談日時** 月～土曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

▶**連絡先** ☎048-861-1152

子どもスマイルネット

▶**相談日時** 毎日(祝日、年末年始を除く)午前10時30分～午後6時

▶**連絡先** ☎048-822-7007

埼玉いのちの電話

▶**相談日時** 24時間365日対応

▶**連絡先** ☎048-645-4343

さいたまチャイルドライン

▶**相談日時** 毎日(年末年始を除く)午後4時～9時

▶**連絡先**

【子ども専用(18歳以下)】☎0120-99-7777

埼玉県こころの電話

▶**相談日時** 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～午後5時

▶**内容** 精神保健や心の悩みに関する相談

▶**連絡先** ☎048-723-1447

子どもの人権110番(さいたま地方法務局人権擁護課所管)

▶**相談日時** 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

▶**連絡先** ☎0120-007-110

▶**問い合わせ** 県青少年課 ☎048-830-5858

行田市デマンドタクシー事業の 指定乗降場所を募集します

4月にスタートした「行田市デマンドタクシー」は、市内の指定された乗降場所の2点間を運行するタクシーです。現在の指定乗降場所は、公共施設・交通機関をはじめ、医療機関や金融機関、商業施設など約480カ所あります。

このたび、平成30年度の指定乗降場所を更新するに当たり、新たに指定乗降場所の登録を希望する店舗・事業所などを募集します。

- ▶ **募集分類** A 医療機関、B 鍼灸・接骨・整骨院、C 福祉施設(高齢者)、D 福祉施設(障害者)、E 商業施設・店舗など、F 金融機関、L その他
- ▶ **登録条件** 市内に店舗・事業所などが所在していること
- ▶ **申し込み** 12月28日(木)までに地域づくり支援課で配布する「指定乗降場所登録申請書」(市ホームページからダウンロード可)を直接同課へ提出してください。
- ▶ **問い合わせ** 同課くらし安心担当(内線252)

オレンジカフェ～認知症に関わる方 (本人、家族、支援者など)の集い～

認知症の方やその家族をはじめ、どなたでも気軽に参加できる集いの場所です。お茶を飲みながらレクリエーションや情報交換、当事者同士の交流、専門職への相談などができます。みんなで楽しい時間を過ごしませんか。

日時	場所	電話番号	送迎の有無
11月5日(日) 午前10時～11時30分	地域包括支援センターふぁみいゆ(下須戸65-1)	558-0088	要相談
11月16日(木) 午後1時～3時	GENKI NEXT行田城西(城西2-7-39)パークフロントA102号室)	594-9854	有
11月11日(土) 午後1時30分～3時			
11月25日(土) 午後1時30分～3時			
11月15日(水) 午後2時～4時	ミキ薬局 埼玉行田店(佐間1-27-3)	555-3191	無
11月27日(月) 午後2時～4時	行田グリーンホーム(上池守750-1)	553-1551	無

※送迎が必要な場合のみ、事前の申し込みをお願いします。

- ▶ **対象** 市内在住、在勤の方
- ▶ **参加費** 【地域包括支援センターふぁみいゆ、GENKI NEXT 行田城西、ミキ薬局 埼玉行田店】100円
【行田グリーンホーム】無料
- ▶ **記事に関する問い合わせ** 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

はつらつ教室に参加してみませんか

「今は元気だから介護予防なんて必要ない」と思っていないませんか。生き生きと楽しく暮らしていけるよう、元気なときから予防しましょう。なお、はつらつ教室は平成30年2月まで各地域公民館などで開催しています。

熱く楽しく♪カーレット

カーレットとは、氷上のカーリングを室内で机の高さでできるようにアレンジしたものです。楽しく体と脳を動かしましょう。

日時	場所
11月15日(水)午前10時	長野公民館
11月22日(水)午前10時	地域文化センター

知って得する！バランス献立

ちょっとした食事の工夫を覚えて、病気や老化に負けない元気な体をつくりましょう。

日時	場所
11月29日(水)午前10時	星宮公民館

筋力アップのコツ伝授！

転倒を予防するための筋肉を付け、バランス感覚を養いましょう。

日時	場所
12月5日(水)午前10時	忍・行田公民館

- ▶ **対象** 市内在住の65歳以上の方
- ▶ **問い合わせ** 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

シニアのための面接対策セミナー & 合同企業面接会

- ▶ **日時** 11月28日(火)
【面接対策セミナー】午後0時30分～1時10分(正午から受け付け)
【企業説明会】午後1時10分～2時
【合同企業面接会】午後2時～4時
- ▶ **場所** 熊谷市立商工会館2階大ホール(熊谷市宮町2-39)
- ▶ **対象** 原則60歳以上の方
- ▶ **定員** 50人(先着順)
- ▶ **参加費** 無料
- ▶ **持ち物** 筆記用具※履歴書の持参をお勧めします。
- ▶ **その他** 参加企業は10社です(決定後、埼玉県セカンドキャリアセンターホームページでお知らせします)。また、面接に準ずる服装でお越しください。
- ▶ **申し込み・問い合わせ** 電話で同センター ☎048-780-2034



鈴木 芳江子 さん

吉野 良介 さん



左から 三宅 マサ子 さん、相田 キクヲ さん、永野 てる さん、齋藤 たけ さん、権田 なお さん

工藤市長がご長寿の方々に 表敬訪問しました

平成29年度に100歳を迎えられる18人の皆さんの中から、7人の方を工藤市長が表敬訪問し、国から預かった内閣総理大臣の祝い状および銀杯と共に、市からの記念品をお届けし、長寿を祝福しました。

皆さんお元気で、思い出や長生きの秘訣など、数多くの話を伺うことができました。
▼ **問い合わせ** 高齢者福祉課高齢福祉担当(内線255)

認知症サポーター養成講座を 受講してみませんか

- ▶ **日時** 11月22日(水)午後1時30分～3時
- ▶ **場所** 商工センター403会議室
- ▶ **内容** 認知症についての基本的な知識、認知症の方への適切な対応方法、相談機関などを学ぶ
- ▶ **定員** 20人(先着順)
- ▶ **受講料** 無料
- ▶ **持ち物** 筆記用具
- ▶ **その他** 受講終了後にはサポーターの証として、「オレンジリング」と「埼玉県認知症サポーター証」をお渡しします。
- ▶ **申し込み** 直接または電話で地域包括支援センター 緑風苑 ☎557-3611(月～金曜日)
- ▶ **記事に関する問い合わせ** 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

認知症フォーラム 「認知症の人と介護者への支援」

- ▶ **日時** 11月19日(日)午後1時～4時
- ▶ **場所** 江南総合文化会館ピピアホール(熊谷市千代325-1)
- ▶ **内容** 【講演1】「認知症疾患の種類別介護のポイント」講師：宮永和夫さん(南魚沼市病院事業管理者、精神科医)
【講演2】「あって良かったと家族介護者が感じる支援とは」講師：無藤清子さん(東京女子大学名誉教授、臨床心理士)※講演終了後に総合討論を実施
- ▶ **入場料** 無料
- ▶ **後援** 行田市
- ▶ **問い合わせ** 認知症疾患医療センター西熊谷病院 ☎599-0930(月～金曜日の午前9時～午後5時)

介護者教室を開催します

介護の負担を少しでも軽くするため、介護者の心身のリフレッシュ方法や介護の工夫などを学ぶ教室を開催します。

介護者のための住環境整備～認知症編～

- ▶ **日時** 11月24日(金)午前10時～11時30分
- ▶ **場所** 太井公民館ホール
- ▶ **内容** 介護負担を軽くする住環境の工夫、認知症の進行による徘徊・排泄などの症状への配慮について学ぶ。
- ▶ **講師** 松葉康一さん(福祉用具専門員)
- ▶ **申し込み・問い合わせ** 11月22日(水)までに地域包括支援センター壮幸会 ☎552-1123

楽ちん介護Part9～心のケア編2～

- ▶ **日時** 11月28日(火)午前10時～11時30分
- ▶ **場所** ふぁみいゆ東館地域交流館「サロン柿の木」(下須戸65-1)
- ▶ **内容** 笑いの体操とヨガの呼吸法を組み合わせた「笑いヨガ」を行い、心身のリフレッシュ方法を学ぶ。
- ▶ **講師** 齋藤一恵さん(笑いヨガリーダー)
- ▶ **申し込み・問い合わせ** 11月24日(金)までに地域包括支援センターふぁみいゆ ☎558-0088

いずれも

- ▶ **対象** 現に介護している方、介護について関心のある方
- ▶ **定員** 20人(先着順)
- ▶ **持ち物** 筆記用具
- ▶ **この記事に関する問い合わせ** 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

ヘルプカードを発行します

ヘルプカードは、障害をお持ちの方など配慮が必要な方が、緊急連絡先や必要な支援などを記入して携帯し、困ったときに提示することで支援を受けやすくするためのカードです。現在配布中の「携帯版 安心・安全カード」も引き続き利用できますが、切り替えをお勧めします。



- ▶ **配布場所** 福祉課、南河原支所、行田市社会福祉協議会(総合福祉会館「やすらぎの里」)
※市ホームページからダウンロード可
- ▶ **対象** 障害者手帳をお持ちの方など、配慮が必要な方(利用に当たり、登録などは必要ありません)
- ▶ **費用** 無料※ケース、ストラップなどは必要に応じて各自ご用意ください。
- ▶ **問い合わせ** 同課障害福祉担当(内線266)

特別障害者手当・障害児福祉手当を支給します

特別障害者手当

- ▶ **支給額** 月額26,810円
- ▶ **対象** 20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別な介護が必要な方
※施設に入所中の方や3カ月以上継続して入院している方は受けられません。

障害児福祉手当

- ▶ **支給額** 月額14,580円
- ▶ **対象** 20歳未満で、障害や疾病などにより、日常生活において常時介護が必要な状態の方
※施設に入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は受けられません。
- ▶ **その他**
 - 申請を受け付けた月の翌月分から支給の対象になります。なお、原則として専用の診断書により、「常時(特別な)介護が必要な状態」に該当するかどうかの審査がありますので、申請しても手当の対象外になる場合があります。
 - いずれの手当にも所得制限があります。
- ▶ **問い合わせ** 福祉課障害福祉担当(内線258・265)

特定健診未受診者の方へ電話での受診案内を実施します

本市の特定健診の受診率は平成27年度34.5パーセントと県平均(38.6パーセント)より低い状況です。そのため特定健診の受診率向上を目指し、受診勧奨事業を実施しています。

今年度、まだ受診が確認できていない方を対象に、市が委託した業者のオペレーターから電話での受診案内を行います。年に一度は健診を受診し、自身の健康チェックをお願いします。

- ▶ **実施期間** 11月1日(水)～30日(木)
- ▶ **実施時間** 【月～金曜日】午前9時30分～午後6時、【土・日曜日】午前9時30分～午後7時
- ▶ **対象** 平成29年4月1日現在、行田市国民健康保険に加入している40歳～74歳の方で、今年度まだ受診が確認できていない方
- ▶ **電話勧奨委託業者** 株式会社 名豊
- ▶ **注意**
 - 受診勧奨の電話は、特定健診の受診状況や受診されていない理由などについてお伺いするもので、電話で銀行口座を尋ねることや金銭の振り込みを依頼することは絶対にありません。
 - 事業の実施に当たり必要な個人情報は、業務目的以外に利用したり、第三者へ提供したりすることはありません。
 - 健診を受診済みまたは予約済みの方、行田市国民健康保険の被保険者でなくなった方は、受診された時期や手続きされた時期によって電話連絡する場合がありますので、ご了承ください。
- ▶ **問い合わせ** 保険年金課国保担当(内線271・272・273)

北埼玉地域精神保健福祉講演会「ひとりぼっちをなくそうin羽生～一緒に想いを語りませんか～」

- ▶ **日時** 11月24日(金)午後1時～4時(午後0時30分開場)
- ▶ **場所** 羽生市民プラザ2階大会議室(羽生市中央3-7-5)
- ▶ **内容** 当事者による体験発表、グループごとの交流会など
- ▶ **対象** 精神障がいのある方とその家族、精神保健福祉に関心のある方
- ▶ **定員** 100人(先着順)
- ▶ **主催** 埼玉県精神障害者団体連合会(ポプリ)
- ▶ **共催** 北埼玉地域障がい者支援協議会
- ▶ **その他** 事前申し込みは不要です。直接会場へお越しください。
- ▶ **問い合わせ** 福祉課障害福祉担当(内線266)

高齢者福祉サービスを紹介します

市では、高齢者の皆さんの健康保持や日常生活を支援するため、さまざまなサービスを実施しています。今回はその中から、代表的なものを紹介します。
※いずれのサービスも、世帯の課税状況などにより給付の水準などが異なる場合があります。

- ▶ **①乳酸飲料などの配達サービス**
 - 乳酸飲料などを自宅へ配達するとともに、安否の確認を兼ねた見守りサービスです。
 - ▶ **対象**
 - ① 65歳～74歳の一人暮らしの方で、身体的理由などにより見守りが必要な方
 - ② 75歳以上の一人暮らしの方
 ※いずれも見守りが行われている、または見守りを目的とした他のサービスを受給している場合は対象外
 - ▶ **利用者負担** 無料
 - ▶ **配達** 週3回(月・水・金)・3本(隔日)
- ▶ **②配食サービス**
 - 栄養バランスのとれた食事を配達することにより、健康の保持・増進に寄与するとともに、安否の確認を兼ねた見守りサービスです。また、糖尿病の方にも対応しています。
 - ▶ **対象** 65歳以上で構成される世帯で、自ら食事の用意をすることが困難で他の方からも食事の提供を受けられない状況にある方
 - ▶ **利用者負担** 1食当たり400円
 - ▶ **配達** 1人当たり週4食(土・日曜日を含む)まで
※希望の曜日と昼・夕食のいずれかを選択できます。
- ▶ **③在宅高齢者緊急通報システムサービス**
 - 自宅に設置された緊急通報装置を使用して緊急通報センターに通報し、救助を速やかに受けられるようにすることで、日常生活上の不安などを和らげ、安心感を得ることのできるサービスです。
 - ▶ **対象** 同一敷地内に親族がいない65歳以上の一人暮らしの方など
※自宅に固定電話が設置されている方に限ります。
 - ▶ **利用者負担** 設置に必要な額の1割など
- ▶ **④紙おむつの給付(宅配)サービス**
 - 紙おむつを配達することにより、本人および家族の精神的・経済的負担を軽減するサービスです。
 - ▶ **対象** 要介護3以上の方で、現在、在宅で介護を受けている方
 - ▶ **給付上限額** 【住民税課税世帯】3,500円+消費税等相当額【住民税非課税世帯】6,000円+消費税相当額
※給付上限額を超えた場合は、その差額は利用者の負担となります。
 - ▶ **配達** 委託業者が自宅へ毎月配送
- ▶ **⑤介護者手当の支給**
 - 重度の要介護認定を受けた方を在宅で介護されている方に手当を支給しています。

- ▶ **対象** 市内に住民票がある要介護4または要介護5の認定を受けた状態が6カ月以上継続している方を、現在在宅で介護されている行田市に住民票がある方※一定の基準あり
- ▶ **支給額** 月5,000円(支給は4月・8月・12月)

⑥安心・安全情報キットの配布

- かかりつけ医や服用薬などの医療情報、緊急連絡先などを記入した用紙をペットボトル容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管するもので救急隊員の迅速かつ適切な処置につなげるものです。
- ▶ **対象** おおむね65歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみ世帯の方、日中独居の方など
- ▶ **利用者負担** 無料
- ▶ **配布物** 安心・安全情報キット一式(ペットボトル容器1本、安心・安全情報シート2枚、ステッカー2枚)および説明文
- ▶ **その他** シートは2枚配布します。1枚を市に提出していただければ、緊急時の情報として活用します。※提出は任意です。

⑦徘徊高齢者等早期発見シールの配布

- 認知症により著しい徘徊行動が見られる高齢者などが所在不明になった場合に、その方の早期発見と事故の防止を図るとともに、家族の精神的負担の軽減を図るため、「徘徊高齢者等早期発見シール」を配布します。
- ▶ **対象** おおむね65歳以上の方のうち、認知症などにより徘徊のおそれがある方

⑧地域包括支援センターによる総合相談事業

- 市内に4カ所ある地域包括支援センターでは、高齢者の方々に対し介護・福祉・健康・医療などさまざまな相談を受け付けています。また、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方を法的に支援する「成年後見制度」についても相談することができます。

地域包括支援センター一覧

名称	担当地区	電話番号
地域包括支援センター 緑風苑	北河原・須加・長野・佐間	557-3611
地域包括支援センター まさば園	行田・荒木・星河・星宮・南河原	550-1777
地域包括支援センター 社幸会	太井・持田・下忍	552-1123
地域包括支援センター ぶあみいゆ	忍・太田・埼玉	558-0088

- ▶ **問い合わせ** 高齢者福祉課(内線223・278)

平成30年度保育所などの入所の二次申請を受け付けます

- ▶入所時期 平成30年4月
- ▶対象 保護者の就労などにより、保育所などでの保育の必要のある乳幼児
※利用に当たっては、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。
- ▶申請書類の配布および受付期間 11月19日(日)～平成30年1月31日(水)
- ▶配布および受付場所 子ども未来課
- ▶その他
 - ・二次申請分の入所選考は一次申請分の入所選考後となるため、選考状況によっては、希望の保育所などに入所できない場合があります。
 - ・市外の保育所などを利用する場合は、同課へ問い合わせください。
 - ・二次申請後は急な転入などによる特段な理由以外、原則として4月入所の受け付けはしません。必ず期間内に申請をしてください。
- ▶問い合わせ 同課保育担当(内線263)

平成30年度学童保育室の二次申請を受け付けます

- ▶入室期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
- ▶対象 保護者が就労などにより昼間常時留守となる家庭の小学生
- ▶申請書類の配布および受付期間 11月19日(日)～平成30年1月31日(水)
- ▶配布および受付場所 子ども未来課
- ▶その他
 - ・二次申請分の入室調整は一次申請分の入室調整後となるため、選考状況によっては、希望の学童保育室に入室できない場合があります。
 - ・入室決定は申し込み順ではありません。お子さんの学年や保護者の勤務状況などを審査し入室の必要性が高い方から決定します。
 - ・二次申請締め切り後は、急な転入などによる特段な理由以外、原則として4月入室の受け付けはしません。必ず期間内に申請をしてください。
- ▶問い合わせ 同課子ども未来担当(内線262)

保育士試験受験手数料を補助します

- ▶対象 平成28年または29年の保育士試験合格により保育士資格を取得し、県内の民間の保育所などへ保育士として勤務が決定した方
- ▶補助内容 受験手数料12,700円
※幼稚園教諭免許状をお持ちの方で特例制度により保育士資格を取得された場合の2,400円は補助対象外
- ▶申請時期
 - 【受付開始】保育士証の交付を受け、対象施設(※)に勤務することが決定した日以降
 - 【受付締め切り】
 - (ア) 12月31日(日)までに保育士証の交付を受け、対象施設などに勤務することが決定した方…平成30年1月31日(水)必着
 - (イ) 平成30年2月28日(水)までに保育士証の交付を受け、対象施設などに勤務することが決定した方…平成30年3月15日(水)必着
- ※対象施設…保育園、認定こども園、認定こども園への移行を予定している幼稚園、小規模保育事業A型またはB型、事業内保育事業、乳児院、児童養護施設、認可外保育施設
- ▶提出書類
 - (1)埼玉県保育士試験受験手数料補助事業費補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2)保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことが確認できる書類
 - (3)対象者の保育士証の写し
 - (4)対象者の受験手数料の振替払込請求書兼受領証の写し
 - (5)勤務することが決定した施設が認可外保育施設の場合、市町村が発行する認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し
- ▶申請方法 県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/jyukentesuuryohojyo.html>)から申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、上記の提出書類を郵送で県少子政策課へ提出してください。【郵送】〒330-9301 埼玉県福祉部少子政策課施設運営・人材確保担当
- ▶問い合わせ 同課施設運営・人材確保担当 ☎048-830-3349



新入学児童生徒学用品費を入学前に支給します

平成30年4月に市内小・中学校に入学されるお子さんがいる家庭で、経済的に困りの保護者の方に就学援助の新入学児童生徒学用品費を入学前の2月に支給します。

▶対象

- ・平成30年1月1日現在で市内に居住している方
- ・児童扶養手当を受給している世帯または平成28年中の所得が「準要保護」の基準に該当する世帯

▶申請期限

- 【2月支給分】12月28日(木)まで
- 【5月支給分】平成30年3月30日(金)まで

▶申請方法 平成29年度「行田市就学援助費支給申請書」に必要書類を添えて教育総務課へ持参してください。

▶その他 中学校入学予定の小学6年生のうち、すでに就学援助の支給を受けている方は申請不要です。

▶問い合わせ 同課財務施設担当 ☎556-8311

ご利用ください 病児保育所「げんきキッズ」

病児保育所「げんきキッズ」は、保護者の仕事や急用などのやむを得ない理由により、病氣中もしくは病氣回復期にあるお子さんを家庭で保育できないときに、お子さんをお預かりする施設です。

「子どもが熱を出してしまったが、どうしても仕事を休むことができない」「急な用事が入ってしまったが、子どもが病氣中なので一緒に連れていけない」このようなときは、ぜひご利用ください。

▶施設名 病児保育所「げんきキッズ」(小見1401-4 南川げんきクリニック隣) ☎090-8111-8751

▶対象 小学3年生までのお子さん

▶保育時間 月～金曜日の午前8時～午後6時

▶利用方法

- ①事前登録制のため、事前に病児・病後児保育利用者登録書をげんきキッズに提出してください。
- ②主治医や小児科医の診察を受けてください。その際、病児・病後児保育利用申請書の医師確認欄に記入してもらってください。
- ③保育を利用する前日までに予約してください。

▶利用日当日に持参するもの

- ・利用申請書
- ・印鑑(朱肉を必要とするもの)
- ・お子さんの健康保険証および子ども医療費受給資格証
- ・母子健康手帳
- ・非課税証明書(非課税世帯のみ)
- ・生活保護受給証(生活保護世帯のみ)

▶利用料金 2,000円(市民税非課税世帯および生活保護世帯は無料)

▶問い合わせ 同課子ども未来担当(内線262)

多子世帯を応援 ご利用ください 3キュー子育てチケット

県では、お子さんが3人以上いる多子世帯を応援するために子育て・育児サービスなどに利用できるチケット「3キュー子育てチケット」を配布しています。3キュー子育てチケットは、3年間で5万円利用できますので、忘れずに申請してください。

▶対象 平成29年度(平成29年4月1日以降)に第3子以降のお子さんが生まれた世帯

▶チケット 3年間で5万円の利用が可能

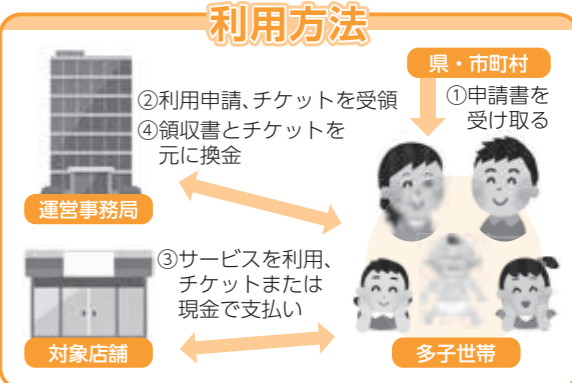
※1・2年目は各年2万円、3年目は1万円利用することができます。

※平成29年度は2万円分のチケットが配布されます。

▶申請方法 県ホームページからダウンロードした「3キュー子育てチケット申請書」(子ども未来課でも配布)に必要事項を記入し、世帯全員の住民票の写しを同封の上、郵送で3キュー子育てチケット事務局【郵送】〒171-0014 東京都豊島区池袋2-65-18 池袋WESTビル3キュー子育てチケット事務局

▶その他 チケットを利用できるサービスや利用方法などは、県ホームページを確認するか同事務局にお問い合わせください。

▶問い合わせ 同事務局 ☎0570-043-344



自衛官募集相談員を委嘱しました

10月11日に自衛官募集相談員として、次の方が行田市市長および防衛省自衛隊埼玉地方協力本部長との連名により委嘱されました。

相談員の方々は、自衛官の募集広報活動に協力しています。自衛官の応募に関してぜひご相談ください。



自衛官募集相談員（敬称略）

- ・藤倉 武（佐間）
- ・関口 義夫（南河原）
- ・津田 馨（城南）
- ・梁瀬 里司（棚田町）
- ・仲 茂（若小玉）
- ・山田 武（桜町）

▶問い合わせ 防衛省自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所 ☎522-4855または総務課総務法規担当（内線216）

ぎょうだ男女共同参画フォーラム2017 「私らしい働き方をさがそう！」

一定の収入以内で働くことと税金の優遇などを受けられることがあります。これらの制度を分かりやすく説明し、自分らしい働き方を選ぶ手助けをします。

- ▶日時 11月25日(土)午後1時30分～3時30分
- ▶場所 VIVAぎょうだ学習室
- ▶講師 井上文子さん（社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー）
- ▶定員 70人
- ▶参加費 無料
- ▶申し込み 11月17日(金)までに直接または電話でVIVAぎょうだ（月曜日休館）※ひととき保育（2歳以上の未就学児の保育・無料）を希望される方は11月10日(金)までに申し込みください(当日申し込み不可)。
- ▶問い合わせ VIVAぎょうだ ☎556-9301

第2回行田みらい塾を開催します

日本遺産を活用したまちづくりをみんなで考える「行田みらい塾」の第2回を次のとおり開催します。当日は、まちづくりや地域の特産物などのブランディングを数多く手がける政所利子さんの講義と、参加者同士で意見を交換するワークショップを行います。

第1回に参加していない方の参加も歓迎ですが、事前申し込みが必要です。皆さんの参加をお待ちしています。

- ▶日時 12月9日(土)午後2時～5時（予定）
- ▶場所 商工センター 401会議室
- ▶対象 市内在住または行田に関心のある15歳以上の方
- ▶参加費 無料
- ▶申し込み 11月20日(月)までに、住所、氏名、性別、年齢、職業、電話番号、Eメールアドレス、「行田みらい塾参加希望」を明記の上、Eメール、はがき、電話のいずれかの方法で行田市日本遺産推進協議会に申し込みください。
【Eメール】kikakuseisaku@city.gyoda.lg.jp
【はがき】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市日本遺産推進協議会
- ▶問い合わせ 同協議会（企画政策課内・内線311）

みずしろフェスタ2017を開催します

NPOやサークル団体が日ごろの活動成果を発表する「みずしろフェスタ」を開催します。パフォーマンスや物品・飲食販売など、楽しい催しが盛りだくさんです。ぜひ、足を運んでみてください。

- ▶日時 11月11日(土)・12日(日)午前11時～午後4時（展示は、11日は午後9時30分まで、12日は午前9時～午後4時）
- ▶場所 コミュニティセンターみずしろ
- ▶主催 みずしろフェスタ実行委員会
- ▶問い合わせ 同実行委員会事務局（市民活動サポートセンター内）☎598-8616

結婚無料相談会

- ▶日時 11月11日(土)午後1時～3時
- ▶場所 コミュニティセンターみずしろ
- ▶対象 婚活中の方またはその家族の方
- ▶その他 予約不要
- ▶問い合わせ NPO法人行田結婚支援センター ☎090-2416-9692

増え続ける児童虐待は社会全体で解決すべき問題です ～11月は児童虐待防止推進月間です～

児童虐待は、家庭という密室の中で行われるため他の方からは発見されにくく、親が「しつけ」と思っている行為でも、実際に子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」となります。

また、児童虐待から子どもを守るためには、地域の見守りが何よりも必要です。「虐待かもしれない」と気にかかる家庭がありましたら、通報相談窓口へご連絡ください。

児童虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなどの行為。

性的虐待

子どもへの性的行為の強要、性的行為を見せる、子どもの裸を撮影するなどの行為。

養育怠慢（ネグレクト）

子どもを家に閉じこめる、食事を与えない、風呂に入れない、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、保護者以外の同居人による虐待を放置することなどの行為。

心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの目の前で夫婦げんかやDVを行い、心理的に影響を与えるなどの行為。

小さなサインから子どもを守る

虐待の多くは家庭内で起こっており、外からでは見過ごしてしまう場合があります。虐待を防ぐためには、地域をはじめ保育所、幼稚園、学校、医療機関などが子どものちょっとした「サイン」を見逃さないことが大切です。

【子育て中の方へ】

- 一人での悩みを抱え込まず、相談窓口へご相談ください。
- ・子どもが言うことをきかず、いつもイライラしている。
- ・子育てが思うようにならず、子どもを怒鳴ってしまう。
- ・パートナーの理解が得られず、周囲の協力も得られないので子育てがづらい。

【子育て中の親子をサポートしている方へ】

- ・子育て中の親子が地域で孤立しないよう、話し相手になってください。
- ・「虐待かもしれない」と気にかかる家庭がある場合は、相談窓口にご連絡ください。

虐待と思われる「サイン」

▶子どもの状況

- ・衣服が汚れていたり、同じ服を着たりしている。
- ・不自然な傷やあざが多い（腕・足・顔に多い）。
- ・夜遅くまで外にいる。何時間も外に出されて家に入れてもらえない。

▶保護者の状況

- ・子どものことについて意見をしたり、話を聞こうとしたりすると被害的・攻撃的になりやすい。
- ・子どもを家に置いたまま外出することが多い。
- ・不規則な生活となり、保育所や学校を休ませがちである。

- ・子どもの傷やあざについて不自然な説明をする。
- ・子どものいる前で、夫婦げんかを頻繁にしている。

通報相談窓口

児童虐待防止法では、全ての国民の義務として、「虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、児童相談所などへ連絡（通告）しなければならない」と定めています。子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声が頻繁にあったり、「しつけ」と称して子どもを殴る、蹴るなどの行為を目撃したりしたときは、通報相談窓口へご連絡ください。子どもを守るために連絡（通告）した方の個人情報、相手方などに伝わらないようにします。

- ・児童相談所全国共通ダイヤル…189（イチハヤク）
※児童相談所に通告・相談ができる全国共通の短縮の電話番号です。

- ・行田市虐待防止ホットライン ☎0120-556-212

▶子育てにお悩みの方は、下記相談窓口までご連絡ください。

- ・子育て総合支援窓口（子ども未来課内）☎556-2011
- ・家庭児童相談室（内線268）
- ・保健センター☎553-0053

▶子育て経験者による家庭訪問型子育て支援サービスを利用したい方は、こそだて応援専用ダイヤルをご利用ください。

- ・こそだて応援専用ダイヤル☎070-2796-8856
- ▶問い合わせ 子ども未来課給付担当（内線292）

人事行政の運営状況を公表します

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの人事行政の運営状況(給与公表に係る部分を除く)の概要を公表します。なお、詳細は、市ホームページおよび市政情報コーナーをご覧ください。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況

一般事務職	土木技術職	保育士	保健師	消防職	教育職(指導主事)	市費負担教職員	計
15人	2人	1人	2人	6人	3人	22人	51人

(2) 職員の退職の状況

定年退職	勲奨退職	普通退職	その他(死亡、免職、任期付、復職など)	計
19人	1人	3人	26人	49人

2 職員の人事評価の状況

人事評価の状況

評価期間	4月1日～12月31日(能力考課) 4月1日～翌年3月31日(実績考課)
被考課者	任期付短時間勤務職員・臨時・非常勤職員を除く全職員
考課者	被考課者ごとに考課者を定める
評価区分	実績および能力考課について評価する
活用方法	職員の処遇、人材育成など

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 年次有給休暇の取得状況(一般職員)

	平成27年	平成28年	対前年増減
平均取得日数	6.9日	7.3日	0.4日

(3) 病気休暇、介護休暇および組合休暇の取得状況

病気休暇	介護休暇	組合休暇
43人	0人	0人

(4) 育児休業などの取得状況

休業の種類	育児休業		育児短時間勤務		部分休業	
	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規
取得者合計	9人	4人	1人	0人	12人	2人
うち女性	9人	4人	1人	0人	12人	2人
うち男性	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(5) 時間外勤務の状況

職員1人当たりの月平均(時間外勤務時間数)	6.1時間
-----------------------	-------

4 職員の分限および懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

区分	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	8人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
職制などの改廃などにより過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
条例で定める理由による場合	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況

区分	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反または職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人

5 職員の服務の状況

営利企業等従事の許可状況
該当なし

6 職員の退職管理の状況

平成28年度定年退職者(課長級以上)の再就職の状況

職位	退職者数	再就職者数	再就職先	
			再任用	その他(外郭団体など)
部長級	6人	6人	3人	3人
次長級	2人	2人	2人	0人
課長級	1人	1人	1人	0人
計	9人	9人	6人	3人

7 職員の研修の状況

研修の状況

研修区分	研修内容・派遣先など(カッコ内は修了者数)
一般研修(市単独)	・新規採用職員研修(65人)・管理監督職研修(26人) ・CS向上研修(34人)・臨時職員研修(36人)
一般研修(四市共同)(行田・加須・羽生・鴻巣)	・初級職員研修(16人)・民法・行政法研修(7人) ・法制執務研修(11人)・監督者研修(5人) ・OJT研修(11人)
特別研修	・考課者研修(28人)・人事考課制度研修(70人) ・人材問題研修会(145人)・キャリアアップ研修(20人) ・メンタルヘルス研修(67人)・ハラスメント防止研修(80人) ・ワークライフバランス研修(79人)
自己啓発促進	・通信教育講座(4人)
派遣研修	・自治大学校(2人)・市町村アカデミー(9人) ・友好都市職員交流研修(2人)・選択研修(69人) ・階層別研修(105人)・講師養成研修(1人) ・特別研修(5人)・つづりセミナー(8人) ・その他各種研修会(18人)

8 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況

区分	受診者	受診率
定期健康診断	473人	89.6%
胃がん検診	102人	19.3%
大腸がん検診	450人	85.2%

(2) 公務災害の発生状況

区分	人数
公務災害	1人
通勤災害	0人

9 勤務条件に関する措置の要求の状況

前年度からの継続件数	平成28年度要求件数	完結件数	翌年度継続件数
1件	0件	1件	0件

10 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

「金子兜太先生が選ぶ秩父鉄道の俳句」を募集します

- ▶募集作品 秩父鉄道や沿線風景などを題材とした俳句
- ▶応募規定
 - ①規定の用紙(秩父鉄道各駅に設置)を使用してください。
 - ②規定の用紙一枚につき3句までとし、一人3枚まで応募できます。
 - ③応募作品は未発表のものに限ります。
 - ④規定用紙には、必要事項を漏れなく記載してください。
- ▶応募方法 12月8日(金)(必着)までに秩父鉄道各駅へ持参するか、秩父鉄道整備促進協議会事務局あてに郵送してください。【郵送】〒360-8601 熊谷市宮町2-47-1 秩父鉄道整備促進協議会事務局(熊谷市企画課内) ※郵送料は応募者の負担となります。
- ▶入賞選考・発表など
 - ・特選3句、入選10句、佳作30句とし、それぞれ賞品を贈呈します(入賞句の数は変更になる場合があります)。
 - ・平成30年3月ごろに入賞者に通知します。また、入賞句を秩父鉄道各駅に掲示する予定です。
- ▶その他 応募作品の著作権は、協議会に帰属します。
- ▶問い合わせ 同協議会事務局(熊谷市企画課内 ☎524-1111・内線228)

「足袋のまち行田」PR動画が完成しました



「足袋のまち行田」活性化推進協議会では、行田市の伝統産業である足袋産業の販路拡大や商品開発による経済の活性化および足袋のイベント等によるまちの賑わいの創出など「足袋のまち行田」を全国にPRするために活動しています。このたびPR動画が完成しました。足袋の製作工程なども紹介していますのでぜひご覧ください。
【ぎょうだ動画チャンネル(YouTube)】
<https://www.youtube.com/watch?v=FHUTlhZQSKs&t=8s>
▶問い合わせ 同会事務局(商工観光課内・内線374)



2017 ぎょうだ“夢”まつり

今年も「ぎょうだ“夢”まつり」を開催します。農産物や花の直売を行う農業祭ブース、環境保護を学ぶことができる環境ブース、県内外のご当地グルメが集結するご当地グルメブースの他、恒例のゼリーフライ大食い大会など、楽しいイベントが盛りだくさんです。また、行田足袋コレ実行委員会により、行田足袋のコーディネートを競う「ぎょうだ足袋コレ」が産業文化会館で開催されます。この機会に、行田足袋の魅力を再確認してみてください。

- ▶日時 11月23日(木) 午前10時～午後3時 ※荒天中止
- ▶場所 産業文化会館前
- ▶主催 ぎょうだ“夢”まつり実行委員会
- ▶問い合わせ 同実行委員会事務局(商工観光課内・内線382)



第5回ゼリーフライ大食い大会参加者募集

決められた時間で、ゼリーフライをどれだけ食べられるかを競います。

- ▶開催時間 午後0時10分(予定)
- ▶場所 会場内メーンステージ
- ▶対象 高校生以上
- ▶募集人数 20人(先着順)
- ▶参加費 500円※当日徴収します。
- ▶賞品 上位3人に賞品を贈呈
- ▶申し込み 11月1日(水)～13日(月)に直接または電話で同実行委員会事務局(商工観光課内・内線382)



昨年の大会の様子

10 特別職の報酬などの状況(平成29年4月1日現在)

区分		給料月額など
給料	市長	933,000円
	副市長	780,000円
	教育長	702,000円
報酬	議長	482,000円
	副議長	429,000円
	議長	407,000円
期末手当	市長	(28年度支給割合) 4.15月分
	副市長	4.15月分
	教育長	4.15月分
退職手当	市長	(算定方法) 給料月額×在職月数×40/100
	副市長	給料月額×在職月数×30/100
	教育長	給料月額×在職月数×30/100

11 人口1万人当たりの職員数(平成29年4月1日現在)

行田市	66.8人	県内市平均	66.9人
-----	-------	-------	-------

※県内で人口1万人当たりの職員数が最も少ない市は50.2人、最も多い市は111.4人となっており、行田市は最少数から数え25番目に位置しています。

12 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	職員数		対前年増減数
	平成28年	平成29年	
一般行政部門	338人	336人	△2人
特別行政部門(教育・消防)	179人	178人	△1人
普通会計の計	517人	514人	△3人
公営企業等会計部門(水道・下水道・その他)	39人	39人	—
合計	556人	553人	△3人

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

平成29年分青色決算説明会
などのお知らせ

青色決算書などの作成方法や作成に当たっての注意点などについて、次のとおり説明会を開催します。

営業・不動産・農業所得を有する白色申告者

- ▶日時 12月12日(火)午前10時～正午
- ▶場所 中央公民館第1学習室(「みらい」内)

営業所得および不動産所得を有する青色申告者

- ▶日時 12月12日(火)午後2時～4時
- ▶場所 中央公民館第1学習室(「みらい」内)
- ▶注意
 - 各決算説明会では消費税およびマイナンバー制度についての説明も行います。
 - 加須市や羽生市でも決算説明会を開催しています。詳しくは、行田税務署まで問い合わせください。
- ▶問い合わせ 行田税務署個人課税第一部門 ☎556—2121 (自動音声案内で2番を選択)

税務課臨時職員を募集します

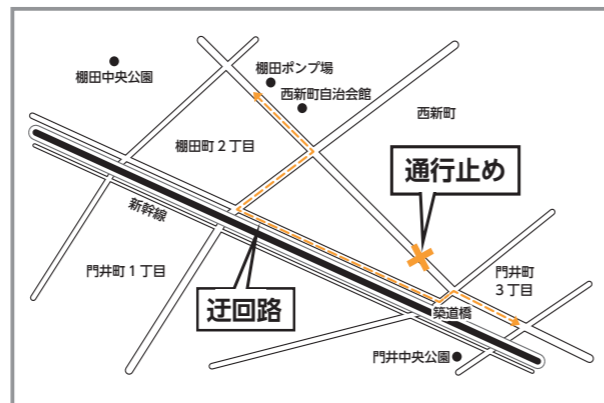
- ▶雇用期間 平成30年1月15日(月)～3月31日(土)
- ▶勤務時間 午前8時30分～午後5時(休憩1時間、月～金曜日の週5日勤務)
- ▶勤務場所 税務課
- ▶業務内容 市・県民税(住民税)課税事務の補助(書類整理や簡単なパソコン操作など)
- ▶募集人員 5人
- ▶時給 880円
- ▶選考方法 面接の上、選考します。
- ▶面接日 12月15日(金)
- ▶申し込み 市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入の上、12月8日(金)までに税務課に持参してください。
- ▶問い合わせ 同課市民税担当(内線231・232)

工事のため交通規制を行います

市では、近年の局地的な豪雨により浸水被害が多発していることから、貯留施設の整備を行い河川への雨水流出を低減し、都市浸水被害の軽減を図るための工事を今年度も引き続き実施します。

工事期間中は、交通規制(終日車両通行止め)を行います。車両通行の際は工事案内看板ならびに誘導員の指示に従い、迂回路をご利用ください。大変ご不便をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

- ▶工事期間 11月中旬～3月中旬(予定)
- ▶工事箇所 門井町一丁目地内(下図参照)
- ▶問い合わせ 道路治水課治水担当(内線5716)



人事異動(課長級以上の職員)

- 異動 平成29年10月1日付
- 【課長】▶総合政策部秘書課長 江森裕一(総合政策部広報広聴課長) ▶総合政策部広報広聴課長 杉山孝義(総合政策部改革推進室長) ▶総合政策部改革推進室長 五十嵐章五(総合政策部秘書課長)
- ▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

市職員の給与などを公表します

市職員の給与・職員数について、常に適正化を図っています。このたび、平均給料月額などを表にまとめましたのでお知らせします。

1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(平成28年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A
平成28年度	82,469人	千円 26,765,041	千円 1,145,232	千円 4,587,584	17.1%

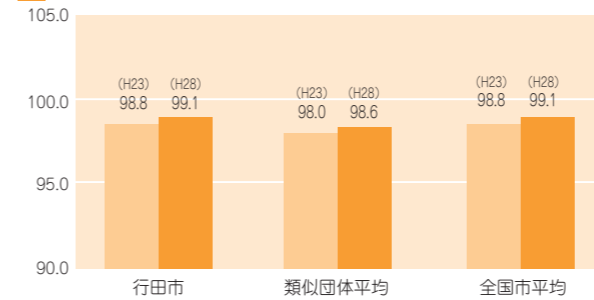
※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まず。

2 職員給与費の状況

区分	職員数A	給与費				1人当たりの給与費B/A
		給料	職員手当	期末手当	計B	
平成29年度	519人	千円 2,003,219	千円 475,148	千円 824,968	千円 3,303,335	千円 6,365

※職員数および給与費は一般会計当初予算に計上された額であり、水道事業、下水道事業、国民健康保険事業などの特別会計にかかるものは含まれません。職員手当には退職手当を含みません。なお、()は再任用短時間勤務職員に係る数値の外書きです。

3 ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況
① 一般行政職 (平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	40.3歳	315,738円	368,413円
埼玉県	43.0歳	329,342円	380,761円
国	43.6歳	331,816円	410,984円
類似団体	41.8歳	316,886円	352,967円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	55.4歳	351,083円	387,250円
埼玉県	55.2歳	347,254円	390,774円
国	50.4歳	287,447円	329,358円
類似団体	50.7歳	307,838円	325,546円

※一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教育職のいずれの職種にも属さない全ての職員をいいます。
※平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当の毎月決まって支給される各手当の総支給額を各職種区分の職員数で割った額を加えたものであり、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

5 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区分	行田市	埼玉県	国
一般 大学卒	184,800円	184,800円	178,200円
行政職 高校卒	150,500円	150,500円	146,100円

6 職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般 大学卒	284,100円	315,117円	357,638円
行政職 高校卒	—	—	—

※経験年数とは、採用後の年数をいいます。なお、高校卒は該当する職員がいません。

7 行政職の級別職員数の状況(平成29年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任	主査	主幹	課長 副参事 幹	次長	部長 参事	
職員数	61人	130人	113人	80人	75人	53人	9人	12人	533人
構成比	11.4%	24.4%	21.2%	15.0%	14.1%	9.9%	1.7%	2.3%	100.0%

※市の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数であり、現業職員を含みません。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

8 期末手当・勤労手当

行田市	国
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分)	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分)
勤労手当 1.70月分 (0.8月分)	勤労手当 1.70月分 (0.8月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※()内は、再任用職員に係る支給割合です。

9 退職手当(平成29年4月1日現在)

行田市	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)

※国の定年前早期退職特例措置において、定年前1年以内の者については2%の加算となります。

埼玉県と行田市からのお知らせ

ストップ! 滞納

県税 市税

税金の滞納は、期限内に納税している方の公平を欠くものです。埼玉県・市町村では、集中的に滞納者への催告や財産の差押えなどを行います。特別な事情があって納税できない場合は、ご相談ください。

滞納整理強化期間
平成29年10月～平成29年12月

「影の国」さいたま 埼玉県 行田市 埼玉県・市町村 個人住民税徴収確保対策協議会

固定資産税に関する土地現況調査を行っています

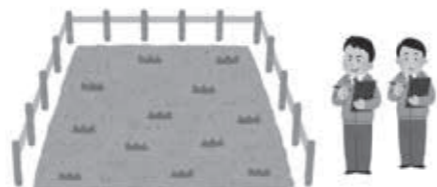
市では現在、市内の土地の利用状況について現況調査を行っています。調査は、「職員証」を携帯した職員が2人1組で行っています。

なお、土地の利用状況を変更した場合は、税務課までご連絡ください。その後、職員が現況調査を行います。

【変更例】

- ・農地から駐車場や資材置き場などに変えたとき
- ・土地に太陽光発電設備を設置したとき
- ・建物を壊して更地にしたとき

▶問い合わせ 同課資産税担当(内線233)



滞納整理強化期間実施中

～公平な税負担を確保するために～

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。税金は、皆さんの生活に欠かすことのできない行政サービスを推進するための大切な財源です。

税金は納期限内に納めていただくことが原則です。納期限内に納付しないで滞納になると、「うっかり」の悪意のない納め忘れの場合でも、法律に基づき差押えという滞納処分を受けることがあります。

督促状発送後、10日を経過した日までに完納しないときは、

「滞納者の財産を差し押さえなければならない」と法律で規定されています。

平成28年度差押えなどの実績

差押財産	件数
不動産	1件
預貯金	77件
給与・年金	72件
生命保険	24件
合計	174件

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない事情により納付が困難な方は、早期にご相談ください。

市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日・夜間窓口

- 休日 毎週日曜日の午前中午前8時30分～正午 ※年末年始を除く
- 夜間 毎週火曜日の夜間午後5時15分～午後7時 ※祝日および年末年始を除く
- 場所 収納課

滞納処分の流れ

- ◎督促状・催告書の発送…納期限までに納付がない場合に発送
- ◎財産調査…納期限までに納付がない場合には、勤務先、金融機関、生命保険会社、取引先、日本年金機構などに財産調査を実施
- ◎差押え…財産の差押え
- ◎取り立て・公売…差押えた財産を強制的に取立や公売をして金銭に換え、滞納している税

口座振替をご利用ください

市税は口座振替で納付できます。安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。市内金融機関または市役所で申し込みできます。※収納課での申し込み手続きは、キャッシュカードでもできます。

コンビニで納付できます

市税はコンビニエンスストアで納付できます。休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。なお、納期限を過ぎた納付書など、取扱が出来ない場合があります。ご注意ください。

電話での納付確認を実施中

市税の未納がある方に「行田市納税コールセンター」から、電話で納付の確認と納付の呼び掛けを行っています。

▶問い合わせ 収納課収納担当(内線236・237)

軽自動車税グリーン化特例(軽課)制度が延長されました

平成29年度までの特例措置であった軽自動車税グリーン化特例(軽課)が、平成29年度の税制改正において見直し重点化された上で2年間延長されました。一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車については、初回の車両番号を受けた日の属する年度の翌年度分に限り、軽自動車税が軽減されます。

▶対象となる車両

取得日(初回車両番号指定を受けた日)	軽課適用年度
平成29年4月1日から平成30年3月31日の間	30年度
平成30年4月1日から平成31年3月31日の間	31年度

軽課適用対象車は、上記期間内に取得した車両で、次の表に該当するものです。なお、各燃費基準等達成状況は自動車検査証備考欄に記載されています。

▶軽乗用車

燃料の種類など	排出ガス性能	燃費性能	軽減内容	税額(円)		
				三輪車	四輪車自家用	四輪車営業用
電気	—	—	おおむね75%軽減	1,000	2,700	1,800
天然ガス	平成30年排出ガス規制に適合するものまたは平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準から窒素酸化物を10%以上低減したもの					
ガソリン・ハイブリット	平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)または平成30年排出ガス基準50%低減のもの	平成32年度燃費基準+30%達成車	おおむね50%軽減	2,000	5,400	3,500
		平成32年度燃費基準+10%達成車	おおむね25%軽減	3,000	8,100	5,200

▶軽貨物車

燃料の種類など	排出ガス性能	燃費性能	軽減内容	税額(円)		
				三輪車	四輪車自家用	四輪車営業用
電気	—	—	おおむね75%軽減	1,000	1,300	1,000
天然ガス	平成30年排出ガス規制に適合するものまたは平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準から窒素酸化物を10%以上低減したもの					
ガソリン・ハイブリット	平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)または平成30年排出ガス基準50%低減のもの	平成27年度燃費基準+35%達成車	おおむね50%軽減	2,000	2,500	1,900
		平成27年度燃費基準+15%達成車	おおむね25%軽減	3,000	3,800	2,900

▶問い合わせ 税務課市民税担当(内線235)

～事業を営んでいる方へ～ 償却資産の申告が必要です

平成30年1月1日現在、市内に事業用資産を所有している方または貸し付けている方は、税務署への申告とは別に市に対しても償却資産の申告をする必要があります。また、事務所や店舗を借りて事業をしている方(テナント)は、自分の費用で施工した内装、造作、建築設備などを償却資産として申告してください。

資産に増減がない方、廃業、解散、他市町村への転出、支店の閉鎖などにより資産が無くなった方も、必ず申告をお願いします。

受付期間の後半は窓口が混雑しますので、早めに申告するようご協力をお願いします。

▶申告が必要な方

法人や個人で、工場、商店、飲食店、美容室、事務所、農業などを経営している方、アパートや駐車場などを貸し付けている方

▶申告の対象になるもの

事業のために用いることができる構築物、機械、器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品あたりの取得

価額が原則10万円以上のもの
【償却資産の申告対象になるものの例】
アスファルト舗装、照明設備、看板、机・応接セット、レジスター、陳列ケース、厨房設備、乾燥機、受変電設備、動力運搬機、太陽光発電設備など(詳しくは市ホームページを参照してください)
※自動車税・軽自動車税の対象になるものや、家屋として固定資産税の対象になるものは、償却資産の対象になりませんので、ご注意ください。

▶申告書受付期間

平成30年1月4日(休)～31日(休)

▶その他

平成29年度分の申告をしている方には、11月下旬に償却資産申告書を送りますので、同封の手引きを参考に申告してください。なお、新規に事業を開始した方は、税務課までご連絡いただくか、市ホームページから申告書をダウンロードして申告してください。

▶申告先・問い合わせ 同課資産税担当(内線233)

行田クイズ

【問題】 国道125号線の歩道に、かわいらしい童の銅人形が並んでいますが、いくつあるでしょうか。

- ア. 19体
- イ. 29体
- ウ. 39体



先月号のクイズの答え

【答え】 ウ. 80パーセント

【解説】 行田周辺は、古くから綿花の栽培が盛んで、足袋の材料となる綿花の入手が容易でした。このような理由から、最盛期の昭和13年には、100社以上の足袋商店が操業して、年間8,400万足、全国シェアの約80パーセントを生産する「日本一の足袋のまち」として発展しました。

▶問い合わせ 商工観光課観光担当(内線382)

各種相談 (11月15日～12月14日)

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	11月28日(火) 12月14日(木)	※予約はその月の1日から(土・日曜日、祝日の場合は翌日) 午前9時20分～正午 午後1時40分～4時20分	地域づくり支援課 (内線252)
行政機関に対する 意見・要望	産業文化会館 2階会議室	11月20日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～午後3時30分	消費生活センター (内線495)
結婚	VIVAぎょうだ	12月3日(日)	午前10時～正午	NPO法人行田結婚 支援センター☎090 -2416-9692
不動産	市役所	11月15日(水)	午前9時～正午	公益社団法人埼玉県宅 地建物取引業協会北埼玉 支部☎562-5900
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	産業文化会館 2階会議室	12月13日(水)※予約制	午後1時～5時 (受け付けは午後4時まで)	埼玉県行政書士会埼玉 支部☎554-2702
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※各土曜日は市内在住の方を対象に電話 相談も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
内職	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時～午後5時	商工観光課 (内線383)
人権	VIVAぎょうだ	12月13日(水)	午前10時～午後3時	人権推進課 (内線221)
税務(予約制)	関東信越税理士 会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付け は毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前 10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554-1411
水道料金の 夜間納付	水道庁舎(前谷)	11月21日(火)、12月5日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553-0131

放射線量の測定値

・測定箇所 行田消防署本署地内 ・測定高 1メートル
10月15日(日) 午前9時 0.07マイクロシーベルト(雨) 午後3時 0.07マイクロシーベルト(雨)

燃やせるごみの直接搬入を 一時中止します

小針クリーンセンターでは、焼却施設の補修を予定しています。11月27日(月)～12月8日(金)および平成30年1月22日(月)～2月2日(金)は燃やせるごみの直接搬入はできませんので、ご注意ください。

▶問い合わせ 鴻巣行田北本環境資源組合☎559-3641

納期のお知らせ(11月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)
固定資産税・都市計画税・・・・・・・・・・4期
国民健康保険税・・・・・・・・・・5期
後期高齢者医療保険料・・・・・・・・・・5期
介護保険料・・・・・・・・・・5期

納期限 11月30日(木)

- ・市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時窓口で実施しています。

▶問い合わせ 収納課収納担当(内線236・237)

ごみゼロ運動を実施します

生活環境の美化を図るため、全市民参加の市内一斉清掃(ごみゼロ運動)を行いますので、市民の皆さんのご協力をお願いします。

- ▶日時 11月19日(日)午前8時～10時
※悪天候の場合は26日(日)に実施します。また、悪天候などにより中止する場合は午前6時30分に防災行政無線でお知らせします。
- ▶問い合わせ 環境課環境業務担当☎556-9530

行田資源リサイクル協同組合と 「災害発生時の災害廃棄物処理 における協力に関する協定」 を締結しました

本市では、災害が発生した場合に、市民の安心・安全な生活環境を確保できるよう、災害によって多量に排出された一般廃棄物(し尿を除く)および災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物の処理における協力について、このたび行田資源リサイクル協同組合と基本的事項を定めた協定を締結しました。

▶協力要請内容

- ・災害廃棄物などの撤去
- ・災害廃棄物などの収集・運搬
- ・災害廃棄物などの処分
- ・前各号に伴う必要な事項

▶問い合わせ 環境課環境業務担当☎556-9530

エコライフDAY2017夏の 結果をお知らせします

エコライフDAYとは、省エネ・省資源など環境に配慮した一日を送り、簡単なチェックシートで温室効果ガスである二酸化炭素の削減量を把握し、ライフスタイルを見直すきっかけを作る取り組みです。

市では市内の小・中学生とその家族に協力をいただき、6月26日から7月2日の期間内の一日について実施しました。また、エコライフDAY実施の募集をしたところ、5団体(二持田第一自治会、二谷郷新田自治会、持田西自治会、ものづくり大学、行田市民大学)から応募があり、それぞれ期間を設定し、実施していただきました。

今回のエコライフDAYにより削減できた二酸化炭素の量は2,308,559gとなりました。これは約979リットルのガソリンを燃焼させたときに排出する二酸化炭素の量と同じです。

参加区分※1		参加数(人)	二酸化炭素削減量(g)	一人当たりの削減量(g)
小学 2年生	児童	440	218,378	496
	家族、 教職員	778	354,060	455
中学 1年生	生徒	634	610,705	963
	家族、 教職員	256	240,964	941
一般	※2	602	507,909	844
市役所	職員など	523	376,543	720
合計		3,233	2,308,559	714

※1 参加区分によってチェック項目が異なります。

※2 一般は5団体(二持田第一自治会、二谷郷新田自治会、持田西自治会、ものづくり大学、行田市民大学)の合計です。団体別の詳細は市ホームページに掲載しています。

▶問い合わせ 環境課環境政策担当☎556-0792

不用品情報(無料)

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。また、やり取りは無料で登録期間は3カ月です。なお、円滑な仲介業務を進めるため、不用品登録の際に写真の提供をお願いします。写真を提供していただける方は、ご連絡ください。

さしあげます

▷和だんす(正方形) ▷和だんす(長方形) ▷衣装ケース(桐製・2段) ▷ウオーキングマシン ▷ハムスター用ゲージ ▷電動マッサージ機 ▷寝袋

ゆずってください

▷全自動洗濯機 ▷サイドテーブル ▷こたつ ▷きねと臼 ▷CDプレーヤー ▷座卓(和室用) ▷姿見(全身が写る鏡) ▷芝刈り機(電動)

▼問い合わせ 9530 環境課環境業務担当☎556

健康フォーラム2017

日時 12月3日(日)午後0時30分～4時
場所 「みらい」文化ホール
内容 市民公開講座、ゴルフ松本さんによるスペシャルトーク、体験コーナー
入場料 無料
主催 行田市医師会
問い合わせ 同会 ☎556-8040(月～金曜日の午前9時～午後5時)



ゴルフ松本さん

犬を飼うときはルールやマナーを守りましょう

- ①飼育犬の登録をしましょう。(生涯1回)
- ②狂犬病予防注射をしましょう。(毎年1回)
- ③散歩マナーを徹底し、周囲の方に迷惑をかけないようにしましょう。
 - ・犬を制御できる人が綱や鎖で確実につかないで歩きましょう。
 - ・ティッシュペーパーやビニール袋、水を入れたペットボトルなどの片付けグッズを持ち歩き、犬のふんは必ず持ち帰りましょう。
 - ・犬のおしっこを他人の家の塀や門などにさせないようにしましょう。
- ④犬が亡くなったときや登録内容に変更が生じたときは、保健センターに届け出ましょう。

きもちリフレッシュ講座

日時 11月22日(水)午後2時～4時(午後1時30分から受け付け)
場所 商工センター 401 研修室
内容 講演：「効果的な睡眠でココロの病気を予防・改善！～眠りの質をアップ！心地よい眠りで健康的な生活を～」
 ①睡眠の質が心身の健康に大きく影響する理由
 ②質の良い睡眠をとるための実践方法
 講師：高橋清久さん(公益財団法人精神・神経科学復興財団・理事長)
定員 40人(先着順)
その他 市民けんこう大学・大学院と合同開催となります。
申し込み 11月20日(月)までに電話で保健センター

11月14日は「世界糖尿病デー」

～やってみよう、薬局で手軽カンタン糖尿病リスク測定！～

糖尿病は、自覚症状がないままに進行していく恐ろしい病気です。そのため、早期に発見し、治療へつなげることが大切です。市内の次の薬局では、糖尿病にかかるリスクが簡単に測定できます。各薬局の窓口にて用意している申込用紙に必要事項を記入し、測定を受けてください。

糖尿病リスク測定ができる薬局

薬局名	所在地	電話番号
かもみ漢方薬局	行田8-5	556-2209
さくらヶ丘調剤薬局	小見1399-6	553-5211
トーア薬局	長野1263-7	556-1402
土橋薬局	桜町2-25-13	556-2226
パルシエ薬局行田長野店	長野2-29-38	556-4193
フジ薬局	若小玉111-1	554-5482
ふじみ薬局	富士見町2-3-8	564-1616
フレンド薬局	宮本16-24	501-8661
ミキ薬局埼玉行田店	佐間1-27-3	555-3191
よつば薬局	富士見町2-1-12	552-1193
薬局アポック行田店	富士見町2-17-1	564-1200
ファークロス薬局行田	佐間2-16-36	550-1007

内容 指先から採取したごくわずかな血液を測定装置に入れて、約3分で測定できます。これにより、糖尿病と密接な関係にある血液中のHbA1c(ヘモグロビン・エーワンシー)の値がわかります。

HbA1cの値	判定
5.6～5.9	将来糖尿病を発症するリスクが高い 薬剤師や保健センターへ相談することをお勧めします
6.0～6.4	糖尿病の可能性を否定できない できるだけ早く医療機関へ受診することをお勧めします
6.5以上	糖尿病が強く疑われる 直ちに医療機関へ受診することをお勧めします

費用 1回500円(本市に住民票のある方)
その他 年間の測定回数に制限はありませんが、抗血栓薬の服用や出血性疾患のある方は測定できません。未成年が測定を希望する場合は、親権者の同意が必要となります。



保健案内

保健センター
 長野2-3-17
 TEL:553-0053
 FAX:555-2551



子どもの健康

赤ちゃんクラス(申し込み不要)

日時 11月28日(火)午前10時30分～11時30分(午前10時から受け付け)
対象 平成29年9月生まれのお子さんとその保護者
 ※対象者には通知します。
内容 4カ月児健診受診票の配布と健診の受診方法や予防接種・育児に関する説明

離乳食教室(初期)(要申し込み)

日時 12月5日(火)午前10時30分～11時30分(午前10時15分から受け付け)
対象 4～6カ月のお子さんとその保護者

離乳食教室(中期)(要申し込み)

日時 12月6日(水)午前10時30分～11時30分(午前10時15分から受け付け)
対象 7～8カ月のお子さんとその保護者

10カ月児相談(申し込み不要)

日時 11月21日(火)午前10時～11時30分(午前9時30分から受け付け)
対象 平成29年1月生まれのお子さんとその保護者
 ※対象者には通知します
内容 身体測定、赤ちゃんと遊ぶ(赤ちゃんと遊びの紹介)、幼児期を迎える準備の話(予防接種、栄養、育児、歯科保健など)、運動発達、食事、育児などの相談

乳幼児相談(要申し込み)

日時 11月29日(水)午前9時30分～11時30分
対象 就学前のお子さんとその保護者

乳幼児健診

健診名 1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診
その他 転入されたお子さんで、前住所地で受診していない方は保健センターにご連絡ください。

※いずれも場所は保健センター

※4カ月児健診は市内指定医療機関での個別健診になります。

おとなの健康

健康相談(要申し込み)

日時 11月20日(月)
 ※時間は申し込みの際にお知らせします。
場所 保健センター
対象 食事や運動など健康に関する生活習慣について相談したい方
その他 随時、電話での相談も受け付けます。

休日や夜間の急な病気やけがで困ったときは

【休日急患診療】

期日	医療機関名	電話番号
11月19日(日)	清幸会行田中央総合病院	553-2000
11月23日(木)	壮幸会行田総合病院	552-1111
11月26日(日)	壮幸会行田総合病院	552-1111
12月3日(日)	壮幸会行田総合病院	552-1111
12月10日(日)	清幸会行田中央総合病院	553-2000

診療時間 午前10時～午後5時

診療科目 内科、小児科、外科

※医療機関が変更されることがありますので、事前に問い合わせください。

【病院に連れて行こうか迷ったとき、受診できる医療機関を知りたいとき】

①全国共通ダイヤル#7119

急な病気やけがに関して、看護師の相談員が医療機関を受診すべきかどうかなどをアドバイスしますので、判断に迷ったときはお電話ください。

相談時間 毎日24時間

電話番号 #7119

※ダイヤル回線、IP電話、PHSの場合は☎048-824-4199

※次の番号からも電話をかけられます。

○大人の救急電話相談 #7000

○小児救急電話相談 #8000または☎048-833-7911

②行田市消防署 ☎550-2123

【誤飲や誤食をしたとき】

①つくば中毒110番 ☎029-852-9999(午前9時～午後9時)

②大阪中毒110番 ☎072-727-2499(365日24時間対応)

在宅医療窓口

「病気があがるが、足が不自由で通院できない」「寝たきりの家族がいて床ずれが心配」などの相談があるとき

・在宅医療支援センター ☎553-2060

・相談時間 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

「歯科医院への通院が困難」「訪問歯科診療を行っている歯科医院を知りたい」などの相談があるとき

・在宅歯科医療推進窓口 ☎080-1391-8020

・相談時間 午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)※土・日曜日、祝日、年末年始を除く